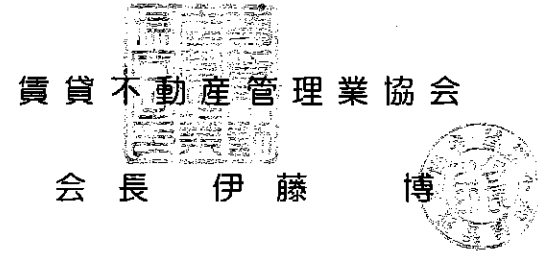


22 賃管協発第 36 号
平成 22 年 11 月 30 日

賃貸不動産管理業協会 会員各位



賃貸不動産管理業協会の一般社団法人化へ向けて

～賃貸不動産管理業協会は、一般社団法人化に向けて動き出しています～

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の会務運営に際し格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、賃貸不動産管理業協会（本会）は、平成 13 年 6 月に（社）全宅連会員内の組織として設立され、これまで任意団体として会員支援のための各種事業を実施してまいりました。

そうしたなか、平成 22 年 3 月 31 日開催の理事会において、本会の法人格取得について方向性が示されるとともに、新公益法人制度に位置付けられている「一般社団法人」化が承認されました。また、平成 22 年 11 月 19 日開催の第 3 回理事会において、法人化の目的、スケジュール等が承認されました。

今後は、一般社団法人化に向けた具体的検討を進めてまいります。

1. 一般社団法人化の目的

ご案内のとおり、平成 20 年 12 月 1 日施行の新公益法人制度下では、これまで任意団体であった多くの組織が法人化へ向けた動きを強めております。

本会が法人化を目指す第一の目的は、会員支援体制の更なる充実です。法人化により、契約行為等を主体的に行うことができるなど、本来組織が必要とする権利能力を獲得することが可能となります。その結果、これまで以上に柔軟な会員支援体制を整えることができるようになると思います（例えば、会員研修会の充実やきめ細やかな会員サービス、賃貸管理に係る研究・提言、賃貸管理ツールの提供等）。

また、法人化を目指す第二の目的は、組織としての社会的信用力の確保です。本会が広く国民に発信する各種情報や行政機関等に対する提言等についても、その社会的認知や信用度がこれまで以上に増すものと思われまます。

一方、賃貸管理業界を取り巻く環境の変化にも対応しなければなりません。悪質な家賃等の取立て行為を規制する法律の検討や、賃貸住宅管理業者登録制度の創設、更新料の最高裁判決など、これまでの知識・経験では対処しきれない新たな課題に迅速・的確に対応していくとともに、会員の皆様にも業界の最新情報等を提供していく必要があります。当然のことながら、本会が果たすべき社会的役割はこれまで

以上に大きくなることは間違いありません。そうした要請に添えていくためには、一般社団法人化が必須であると考えます。

つきましては、会員各位におかれましては、一般社団法人化の趣旨にご賛同いただくとともに、新法人においても引き続きご参画いただければ幸甚でございます。

2. 新法人設立の準備

本会では、早急に新法人設立の手続きを行えるよう検討を進めており、新法人設立後は、本会から事業及び財産の寄付を受け、新法人「一般社団法人 全国賃貸不動産管理業協会（仮称）」として平成 23 年 4 月からスタートできるよう準備を進めております。

3. 総会の開催

平成 23 年 3 月に開催予定の総会は、新法人への事業譲渡・財産寄付と本会の解散を審議する全会員にご参加いただく全員総会とさせていただきます。総会の開催通知は年明け以降、改めてご案内させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

【今後のスケジュール】

期 日	内 容
平成 23 年 2 月 2 日	第 4 回理事会の開催 (議 題) ・新法人の定款、組織概要等の承認
平成 23 年 3 月上旬	新法人 「一般社団法人 全国賃貸不動産管理業協会（仮称）」設立
平成 23 年 3 月 15 日	総会の開催 (議 題) ・新法人への事業譲渡・財産寄付 ・本会の解散 他
平成 23 年 4 月	新法人 「一般社団法人 全国賃貸不動産管理業協会（仮称）」 事業スタート

【お問い合わせ】

賃貸不動産管理業協会 事務局

〒101-0032 千代田区岩本町 2-6-3 全宅連会館 5 階

TEL 03-3865-7031 FAX 03-5821-7330